

収入
印紙
200円

追 約 書

令和 年 月 日

株式会社カシワバラ・アシスト 御中

債 務 者	住所	実印
	氏名	
連 帯 債 務 者	住所	実印
	氏名	
抵 当 権 設 定 者	住所	実印
	氏名	
	住所	実印
	氏名	

債務者（連帯債務の場合は、債務者全員をいいます。以下同じ。）及び抵当権設定者は、本日、本追約書について説明を受け、債務者及び抵当権設定者と貴社との間で 年 月 日をもって締結した金銭消費貸借契約証書（以下「金銭消費貸借契約証書」といいます。）に次の条項による変更を行うことを約し、この証書1通を作成し貴社に差し入れます。

第1条（前文に追加する条項）

金銭消費貸借契約証書前文に関して、次の規定を追加します。

4 契約締結日、返済利率等、この契約書の署名時に未確定である項目は、資金交付までに別途交付される書面又は電磁的記録の内容を以て本件契約の内容とします。

第2条（繰上返済に関する条項の変更）

金銭消費貸借契約証書規定第2条の繰上返済に関して、「返済期間短縮型」には、毎回の元金返済額を変えず返済期間を短縮する方法を含みます。また、「返済額見直し型」には、返済期間を変えずに毎回の元金返済額を減らす方法を含みます。

第3条（担保保存義務等に関する条項の読替え）

金銭消費貸借契約証書規定第6条の担保保存義務等に関して、同条第1項にあつては、(1)のとおり、同条第2項にあつては、(2)のとおり読み替えます。

(1) 抵当権設定者は、貸主がその都合によってほかの担保を変更し、若しくは解除し、又は連帯債務者がある場合の債務者の一人についてその債務の一部又は全部を免除することがあっても、これによる免責を主張しないものとします。

(2) 連帯債務者がある場合の債務者は、貸主がその都合によってほかの債務者の一人についてその債務の一部又は全部を免除することがあっても、これによる免責を主張しないものとします。

第4条（個人情報情報機関への登録等に関する条項の変更）

1 金銭消費貸借契約証書規定第13条の個人情報情報機関への登録等に関して、同条第1項(1)全国銀行個人情報センターに係る登録情報から不渡情報を削除し、それに対応する登録期間を削除します。同センターに係る官報情報の登録期間については、破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間で登録します。

2 同条3項の個人情報信用機関の連絡先に関して、全国銀行個人情報センターのフリーダイヤルを削除します。

第5条（個人情報の取扱いに関する条項の変更）

1 金銭消費貸借契約証書規定第15条の個人情報の取扱いに関して、同条第1項(2)の利用目的に、「お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため」を追加します。

2 同条第2項の次の表の第三者について、次の者を追加します。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報	提供する期間
株式会社整理回収機構	特定回収困難債権（預金保険法（昭和46年法律第34号）第101条の2第1項に定める特定回収困難債権を	主債務者及び連帯債務者の属性（氏名、生年月日、住所、電話番号等の連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、相続に関する情報、与信判断やリスク	債権譲渡の申込みの日から債権譲渡が完了する日まで

	いいます。)に相当する債権の譲受けに係る事務	管理に関する情報等)、融資条件(融資金利、返済期間、返済方法、融資予定額等)、融資住宅情報(所在地、構造等)、回収情報(残高等)、延滞情報(延滞月数、延滞債権額)(お客さまに対するご融資に係る債権を株式会社整理回収機構に譲渡する場合(譲受けの事前審査を含みます。)に限りま	
--	------------------------	--	--

第6条 (損害の補償)

金銭消費貸借契約証書特約条項第23条の損害の補償に関して、次のとおり読み替えます。

- 1 債務者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、機構が定める【フラット35】の借入金利を引き下げるための要件に適合していない(借入要項2の借入金の使途に違反したときも含みます。)にも関わらず、当該要件に適合することを前提として機構から借入金利の引下げを受けたときは、その金利の引下げによる機構の損失の額又は機構が得ることのできなかった額を機構の損害とみなし、その損害の補償として、それらの額を、機構の請求により約定利息及び延滞損害金とは別に直ちに支払います。
- (1) 債務者が貸主に対してこの契約に係る借入申込みにおいて虚偽の事実を報告する等の不適正な方法により借入れを行った場合
- (2) 貸主の承諾を得ないで取得対象住宅を住宅以外の用途に使用した場合
- 2 前項の支払額の上限は、借入要項1の借入金額に、この契約の契約締結日から支払日までの日数に応じ、年5.5%(年365日の日割計算)の割合を乗じて算出した額とします。